

鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第178号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「補助対象農家から規則第4条に規定する補助金の交付申請を受理した」を「前条の申請があった」に改め、「規則第5条及び第15条の規定により」を削り、「別記様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象農家は、鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、補助対象牛を導入した日が分かる書類及び子牛登記書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

別記様式を削り、附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住所（所在地）

氏名（代表者名）

鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付申請書

鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 補助対象牛を導入した日が分かる書類
- (2) 子牛登記書の写し

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年度鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業
補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金については、鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。